第百十五条の二十九第一号中「第百十五条の二十二第二項第四号、第四号の二又は第八号（ハに該当する者が」を「第百十五条の二十二第二項第三号の二から第四号の二まで、第八号（同項第四号の三に該当する者のあるものであるときを除く。）又は第九号（同項第四号の三に該当する者で」に改め、同条第二号中「厚生労働省令」を「市町村の条例」に改め、同条第四号中「第百十五条の二十四第五項」を「第百十五条の二十四第六項」に改める。

第百十五条の三十二第一項中「第八十一条第五項」を「第八十一条第六項」に、「第百十五条の二十四第五項」を「第百十五条の二十四第六項」に改める。

第百十五条の四十六第四項中「厚生労働省令」を「市町村の条例」に改め、同条中第八項を第九項とし、第五項から第七項までを一項ずつ繰り下げ、第四項の次に次の一項を加える。

5　市町村が前項の条例を定めるに当たっては、地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。

第百十五条の四十七第三項中「前条第五項及び第六項」を「前条第六項及び第七項」に改める。

第百八十九条第二項中「三人」を「者」に改め、同条に次の一項を加える。

3　前項の合議体を構成する委員の定数は、都道府県の条例で定める数とする。

第二百五条第二項中「第百十五条の四十六第六項」を「第百十五条の四十六第七項」に改める。

第二百九条第二号中「第四十七条第三項」を「第四十七条第四項」に、「第五十九条第四項」を「第五十九条第三項」に改める。

第五章　農林水産省関係

（農業協同組合法の一部改正）

第三十七条　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第六十条第二項を削る。

第六十四条第三項、第六十五条第三項及び第九十八条の三第二号中「第六十条第一項」を「第六十条」に改める。

（漁業法の一部改正）

第三十八条　漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

第八十五条第三項中「左に」を「次に」に改め、同項第二号中「の中から都道府県知事が選任した者四人（前号に規定する海区漁業調整委員会にあつては、三人）」を削り、「二人」を「六人」に、「一人」を「四人」に改める。

（農業委員会等に関する法律の一部改正）

第三十九条　農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第十条の二第二項中「政令で定める基準に従い」を「農家数又は農地面積を考慮し」に改める。

（森林法の一部改正）

第四十条　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第五項中「ときは」の下に「、前条第三項に規定する事項を除き」を加え、「前条第二項第二号」を「同条第二項第二号」に改め、同条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6　都道府県知事は、地域森林計画に前条第三項に規定する事項を定め、又は当該事項に係る地域森林計画の変更をしようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣に届け出なければならない。

第七十条第一項中「十五人以内で」を「をもつて」に改める。

（家畜取引法の一部改正）

第四十一条　家畜取引法（昭和三十一年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項中「報告しなければ」を「報告するよう努めなければ」に改める。

（野菜生産出荷安定法の一部改正）

第四十二条　野菜生産出荷安定法（昭和四十一年法律第百三号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「たて、これを農林水産大臣に提出しなければ」を「たてなければ」に改め、同条第六項中「遅滞なく」の下に「、これを農林水産大臣に提出するとともに」を加える。

第九条第一項中「届け出なければ」を「届け出るよう努めなければ」に改め、同条第二項に後段として次のように加える。

この場合において、同項中「遅滞なく、これを農林水産大臣に提出するとともに」とあるのは、「遅滞なく」と読み替えるものとする。

（農業振興地域の整備に関する法律の一部改正）

第四十三条　農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）の一部を次のように改正する。

第十五条の二第三項中「これに意見を付して、」を「これを」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該市町村長は、当該申請書に意見を付すことができる。

（卸売市場法の一部改正）

第四十四条　卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

第十六条第二項中「、申請者が当該中央卸売市場において卸売の業務を行なうことについての意見を附して」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該開設者は、申請者が当該中央卸売市場において卸売の業務を行うことについての意見を付すことができる。

第五十八条第三項を次のように改める。

3　前項の地方卸売市場を開設する者は、第一項の許可の申請書を受理したときは、遅滞なく、申請者が当該地方卸売市場において卸売の業務を行うことについての意見を付して、その申請書を都道府県知事に進達しなければならない。

（農業経営基盤強化促進法の一部改正）

第四十五条　農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第八項中「公告しなければ」を「公告するよう努めなければ」に改める。

第三十七条中「第六条第六項」を「第六条第五項」に改め、「地方自治法」の下に「（昭和二十二年法律第六十七号）」を加える。

第六章　経済産業省関係

（火薬類取締法の一部改正）

第四十六条　火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）の一部を次のように改正する。

第三十一条の三第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。

（高圧ガス保安法の一部改正）

第四十七条　高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）の一部を次のように改正する。

第三十一条の二第三項を削り、同条第四項中「都道府県知事」の下に「（前条第二項の規定による経済産業大臣の権限に属する事務を第七十八条の四の規定に基づく政令の規定により行うこととされている都道府県知事を含む。第五十八条の六第二項、第五十九条の三十の二第二項及び第七十四条の二第二項において同じ。）」を加え、同項を同条第三項とする。

（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部改正）

第四十八条　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）の一部を次のように改正する。

第三十八条の六第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。